

議案第 97 号

川崎市葬祭場の指定管理者の指定期間の変更について

川崎市葬祭場の指定管理者の指定期間（平成 25 年 12 月 18 日議決）を次のとおり変更する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで」を「平成 26 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで」に変更する。

参考資料

- 1 現行の指定管理者の指定期間について（平成25年11月29日提出・平成25年12月18日議決）

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	名 称	かわさき南部斎苑
	所在地	川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
指定管理者となる 団体	名 称	かわさき北部斎苑
	所在地	川崎市高津区下作延6丁目18番1号
現行の指定期間	住 所	川崎市川崎区堤根34番地15
	名 称	川崎市シルバー人材センター・富士建設工業 共同体
	代表者	公益財団法人川崎市シルバー人材センター 理事長 栗山 敏子
	構成員	富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 利彦
現行の指定期間	平成26年4月1日から平成30年3月31日まで	

- 2 川崎市葬祭場指定管理者の指定期間の変更について

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成30年3月31日まで」を
「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」に変更する。

- 3 変更理由

かわさき北部斎苑大規模改修工事について、当初予定していた平成29年度末までの工事期間が平成31年度までに変更となったことに伴い、利用者にとって安心・安全を確保するなど、安定的な施設の管理運営を行うため、現行の指定管理者の指定期間を2年間延長するものである。